

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2018-16355  
(P2018-16355A)

(43) 公開日 平成30年2月1日(2018.2.1)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)  
B 6 5 D 7 7 / 2 0 (2006.01) B 6 5 D 7 7 / 2 0 J 3 E 0 6 7

審査請求 未請求 請求項の数 12 O L (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2016-148088 (P2016-148088)	(71) 出願人	000223193 東罐興業株式会社 東京都品川区東五反田2丁目18番1号
(22) 出願日	平成28年7月28日 (2016.7.28)	(74) 代理人	100085556 弁理士 渡辺 昇
		(74) 代理人	100115211 弁理士 原田 三十義
		(74) 代理人	100153800 弁理士 青野 哲巳
		(72) 発明者	相馬 克彦 東京都品川区東五反田2丁目18番1号 東罐興業株式会社内
		(72) 発明者	広瀬 全克 東京都品川区東五反田2丁目18番1号 東罐興業株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 容器

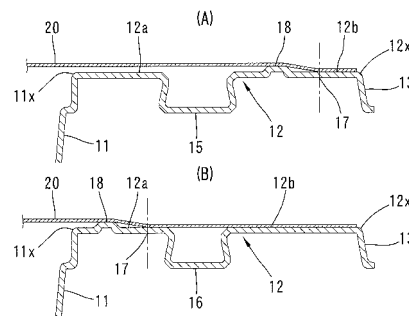
(57) 【要約】

【課題】 少ない部品点数で密封性と再封性を確保できる容器を提供する。

【解決手段】

容器は、容器本体10とシール蓋材20とを備えている。容器本体10は、収容部11と、この収容部11の開口周縁11xに連なるフランジ部12とを有している。フランジ部12は、切断予定ライン17により内側領域12aと外側領域12bに区分けされている。フランジ部12の外側領域12bにシール蓋材20が溶着されている。フランジ部12の内側領域12aには第1嵌合部15が形成され、外側領域12bには第2嵌合部16が形成されている。切断予定ライン17での切断により、フランジ部12の外側領域12bとシール蓋材20を含む再封蓋20Aが、フランジ部12の内側領域12aから分離可能である。再封蓋20Aが収容部11の開口を覆った状態で第1嵌合部15と第2嵌合部16が嵌合される。

【選択図】 図2



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

容器本体とシール蓋材とを備え、

上記容器本体は、収容部と、この収容部の開口周縁に連なるフランジ部とを有し、

上記フランジ部には、外力付与により切断可能な切断予定ラインが環状線を描いて形成され、この切断予定ラインにより上記フランジ部は内側領域と外側領域に区分けされ、このフランジ部の外側領域に上記シール蓋材が固着されており、

上記フランジ部の上記内側領域には第 1 嵌合部が形成され、上記外側領域には第 2 嵌合部が形成されており、

上記切断予定ラインでの切断により、上記フランジ部の外側領域と上記シール蓋材を含む再封蓋が、上記フランジ部の内側領域から分離可能であり、

上記再封蓋が上記収容部の開口を覆った状態で上記第 1 嵌合部と上記第 2 嵌合部が嵌合可能であることを特徴とする容器。

10

## 【請求項 2】

上記第 1 嵌合部が複数形成され、上記第 2 嵌合部が上記第 1 嵌合部と同数形成されていることを特徴とする請求項 1 に記載の容器。

## 【請求項 3】

上記複数の第 1 嵌合部が周方向に等角度間隔をなして配置され、上記複数の第 2 嵌合部が周方向に等角度間隔をなして配置されるとともに上記第 1 嵌合部から周方向に離間して配置され、上記第 1、第 2 嵌合部が上記収容部の中心から等距離離れていることを特徴とする請求項 2 に記載の容器。

20

## 【請求項 4】

上記第 1 嵌合部と上記第 2 嵌合部が 2 つずつ形成され、上記第 1、第 2 嵌合部は周方向に離れて配置されるとともに上記収容部の中心から等距離離れて配置されており、上記 2 つの第 1 嵌合部間の角度間隔と上記 2 つの第 2 嵌合部間の角度間隔が等しいことを特徴とする請求項 2 に記載の容器。

## 【請求項 5】

上記 2 つの第 1 嵌合部は上記収容部を挟んで反対側に配置されており、上記 2 つの第 2 嵌合部は、上記収容部を挟んで反対側に配置されていることを特徴とする請求項 4 に記載の容器。

30

## 【請求項 6】

上記 2 つの第 1 嵌合部は互いに周方向に  $180^\circ$  離れて配置され、上記 2 つの第 2 嵌合部は互いに周方向に  $180^\circ$  離れるとともに上記第 1 嵌合部から周方向に  $90^\circ$  離れて配置されていることを特徴とする請求項 5 に記載の容器。

## 【請求項 7】

上記収容部の上記開口周縁が八角形をなし、上記フランジ部の外周縁が四角形をなし、上記開口周縁の 4 つの辺が上記外周縁の 4 つの辺と平行をなしており、上記開口周縁の他の 4 つの辺が上記外周縁の 4 つの角部と協働して 4 つの略三角形の領域を形成しており、これら 4 つの領域に、上記第 1 嵌合部と上記第 2 嵌合部が周方向に交互に配置されていることを特徴とする請求項 6 に記載の容器。

40

## 【請求項 8】

上記第 1 嵌合部と上記第 2 嵌合部が 2 つずつ形成され、上記 2 つの第 1 嵌合部間の離間距離と、上記 2 つの第 2 嵌合部間の離間距離が等しいことを特徴とする請求項 2 に記載の容器。

## 【請求項 9】

上記複数の第 2 嵌合部は、対応する上記第 1 嵌合部から上記フランジ部の面に沿って所定方向に延びる直線上に配置されるとともに、対応する上記第 1 嵌合部との離間距離が等しいことを特徴とする請求項 2 に記載の容器。

## 【請求項 10】

上記フランジ部の上記内側領域には環状線をなす隆起部が形成され、上記第 1 嵌合部が

50

上記隆起部より内側に配置されており、上記シール蓋材が上記隆起部と上記フランジ部の外側領域に熱溶着されていることを特徴とする請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の容器。

【請求項 1 1】

上記第 1、第 2 嵌合部が下に凸に膨出しており、上記第 1 嵌合部が雌型嵌合部として提供され、上記第 2 嵌合部が雄型嵌合部として提供されることを特徴とする請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の容器。

【請求項 1 2】

上記第 1、第 2 嵌合部は、下方に向かって漸次径が増大することを特徴とする請求項 1 に記載の容器。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

本発明は、開封後に再封可能な容器に関する。

【背景技術】

【0002】

食材を収容する容器には、食材の改竄や劣化を防止するため密封することが求められる。また、食材を 1 回の食事では食べきれないことが想定される場合、あるいは佃煮や漬物等のように食材を少量ずつ消費することが想定される場合には、開封後に再封できることが求められる。

【0003】

20

上記のように密封性と再封性が求められる容器は、一般的に 3 つの部品、すなわち容器本体とシール蓋材と再封蓋とを備えている。容器本体は、食材を収容する収容部と、この収容部の開口周縁に連なるフランジ部を有している。シール蓋材はフィルム状またはシート状をなし、フランジ部に熱溶着されている。この熱溶着により収容部の内部空間が密封されている。再封蓋は、フランジ部に着脱可能に被せられている。

【0004】

上記容器から食材を取出す場合には、再封蓋をフランジ部から外し、シール蓋材をフランジ部から剥がす。シール蓋材はフランジ部から剥がした後は再封することができないが、再封蓋を再度フランジ部に被せることにより、再封することができる。

【0005】

30

上記容器は、容器本体の他に、密封用のシール蓋材と再封蓋を必要とするため製造コストが嵩んでしまう。

特許文献 1 の図 10 には、容器本体と、この容器本体のフランジ部に熱溶着されたシール蓋材からなる容器が開示されている。フランジ部には、外力によって切断可能な切断予定ラインが環状線を描いて形成されている。収容部の開口周縁とフランジ部の外周縁は四角形をなしており、切断予定ラインもこれら開口周縁と外周縁に沿って四角形をなしている。フランジ部には、切断予定ラインの 4 つの辺の中央において、下に凸の膨出部が形成されている。

【0006】

40

特許文献 1 の容器では、シール蓋材とフランジ部の熱溶着により収容部の内部空間が密封されている。開封時に、フランジ部の切断予定ラインより外側の領域とシール蓋材を指でつまんで上方に折り曲げるように力を加えることにより、フランジ部は切断予定ラインで切断される。これにより、収容部とフランジ部の内側領域（切断予定ラインの内側の領域）からなる容器本体と、シール蓋材とフランジ部の外側領域からなる再封蓋に分離される。

上記切断予定ラインでの切断により、膨出部は内側部分と外側部分に分離される。

【0007】

再封時には、上記再封蓋を容器本体のフランジ部の内側領域に被せる。この際、容器本体に属する膨出部の内側部分のエッジと、再封蓋に属する膨出部の外側部分のエッジとの引っ掛かりにより、再封蓋の閉じ状態を保持する。

50

上記のように密封用のシール蓋材が、開封後には容器本体のフランジ部の外側領域と協働して再封蓋を構成するので、再封蓋を別途必要とせず部品点数を減じることができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0008】

【特許文献1】特許5700163号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

特許文献1の容器では、再封蓋の容器本体への閉じ状態を、半分に切断された膨出部の内側部分と外側部分のエッジでの引っ掛かりにより保持するため、確実に保持することができない。

10

【課題を解決するための手段】

【0010】

本発明は上記課題を解決するためになされたもので、

容器本体とシール蓋材とを備えた容器において、

上記容器本体は、収容部と、この収容部の開口周縁に連なるフランジ部とを有し、

上記フランジ部には、外力付与により切断可能な切断予定ラインが環状線を描いて形成され、この切断予定ラインにより上記フランジ部は内側領域と外側領域に区別され、このフランジ部の外側領域に上記シール蓋材が固着されており、

20

上記フランジ部の上記内側領域には第1嵌合部が形成され、上記外側領域には第2嵌合部が形成されており、

上記切断予定ラインでの切断により、上記フランジ部の外側領域と上記シール蓋材を含む再封蓋が、上記フランジ部の内側領域から分離可能であり、

上記再封蓋が上記収容部の開口を覆った状態で上記第1嵌合部と上記第2嵌合部が嵌合可能であることを特徴とする。

【0011】

上記構成によれば、密封用のシール蓋材が、開封後には容器本体のフランジ部の外側領域と協働して再封蓋を構成するので、再封蓋を別途必要とせず部品点数を減じることができる。

30

しかも、開封後に再封蓋の第2嵌合部をフランジ部の内側領域の第1嵌合部に嵌合させることにより、再封蓋を、収容部開口を覆った状態で確実に保持することができる。

【0012】

好ましくは、上記第1嵌合部が複数形成され、上記第2嵌合部が上記第1嵌合部と同数形成されている。

上記構成によれば、複数箇所での嵌合するので、再封蓋をより一層確実に保持することができる。

【0013】

好ましくは、上記複数の第1嵌合部が周方向に等角度間隔をなして配置され、上記複数の第2嵌合部が周方向に等角度間隔をなして配置されるとともに上記第1嵌合部から周方向に離間して配置され、上記第1、第2嵌合部が上記収容部の中心から等距離離れている。

40

上記構成によれば、複数の嵌合箇所が等角度間隔をなしているため、再封蓋をより一層確実に保持することができる。また、再封蓋を容器本体に対して開封直後の位置から回すだけで、第1嵌合部と第2嵌合部を位置決めすることができる。

【0014】

好ましくは、上記第1嵌合部と上記第2嵌合部が2つずつ形成され、上記第1、第2嵌合部は周方向に離れて配置されるとともに上記収容部の中心から等距離離れて配置されており、上記2つの第1嵌合部間の角度間隔と上記2つの第2嵌合部間の角度間隔が等しい。

50

上記構成によれば、2箇所では嵌合するので再封蓋を確実に保持できる。また、再封蓋を容器本体に対して開封直後の位置から回すだけで、第1嵌合部と第2嵌合部を位置決めすることができる。

【0015】

好ましくは、上記2つの第1嵌合部は上記収容部を挟んで反対側に配置されており、上記2つの第2嵌合部は、上記収容部を挟んで反対側に配置されている。

上記構成によれば、2つの嵌合箇所が収容部を挟んで反対側に配置されているので、再封蓋をより一層確実に保持することができる。

【0016】

好ましくは、上記2つの第1嵌合部は互いに周方向に180°離れて配置され、上記2つの第2嵌合部は互いに周方向に180°離れるとともに上記第1嵌合部から周方向に90°離れて配置されている。

10

上記構成によれば、2つの嵌合箇所が周方向に180°離れているので、再封蓋10をより一層確実に保持することができる。また、第1嵌合部と第2嵌合部が交互に90°間隔で配置されているので、容器全体をバランス良く構成することができる。

【0017】

好ましくは、上記収容部の上記開口周縁が八角形をなし、上記フランジ部の外周縁が四角形をなし、上記開口周縁の4つの辺が上記外周縁の4つの辺と平行をなしており、上記開口周縁の他の4つの辺が上記外周縁の4つの角部と協働して4つの略三角形の領域を形成しており、これら4つの領域に、上記第1嵌合部と上記第2嵌合部が周方向に交互に配置されている。

20

上記構成によれば、フランジ部の全域を有効に活用でき、フランジ部に対する収容部の比を大きくすることができる。

【0018】

他の態様では、上記第1嵌合部と上記第2嵌合部が2つずつ形成され、上記2つの第1嵌合部間の離間距離と、上記2つの第2嵌合部間の離間距離が等しい。

上記構成によれば、再封蓋を容器本体に対して開封直後の位置から回動及び/又は直線的移動により、第1嵌合部と第2嵌合部を位置決めすることができる。

【0019】

好ましくは、上記複数の第2嵌合部は、対応する上記第1嵌合部から上記フランジ部の面に沿って所定方向に延びる直線上に配置されるとともに、対応する上記第1嵌合部との離間距離が等しい。

30

上記構成によれば、再封蓋を容器本体に対して開封直後の位置から直線的に移動することにより、第1嵌合部と第2嵌合部を位置決めすることができる。

【0020】

好ましくは、上記フランジ部の上記内側領域には環状線をなす隆起部が形成され、上記第1嵌合部が上記隆起部より内側に配置されており、上記シール蓋材が上記隆起部と上記フランジ部の外側領域に熱溶着されている。

上記構成によれば、二重シールにより密封性を高めることができる。

【0021】

40

上記第1、第2嵌合部が下に凸に膨出しており、上記第1嵌合部が雌型嵌合部として提供され、上記第2嵌合部が雄型嵌合部として提供される。

上記構成によれば、第1、第2嵌合部がフランジ部から突出しないので、容器を安定して積み重ねることができる。

【0022】

好ましくは、上記第1、第2嵌合部は、下方に向かって漸次径が増大する。

上記構成によれば、嵌合強度を高めることができる。

【発明の効果】

【0023】

本発明によれば、少ない部品点数で密封性と再封性を得ることができる。

50

## 【図面の簡単な説明】

## 【0024】

【図1】本発明の第1実施形態に係る容器の平面図であり、シール蓋材を省略して示す。

【図2】(A)は図1中A-A矢視拡大断面図であり、(B)は図1中B-B矢視拡大断面図である。

【図3】(A)は開封後の分離された容器本体を示す平面図であり、(B)は開封後の分離された再封蓋を、シール蓋材を省略して示す平面図である。

【図4】開封後の容器本体の収容部を再封蓋で再封した状態を示す容器の平面図であり、シール蓋材を省略して示す。

【図5】図4のV-V矢視拡大断面図であり、(A)は再封直前の状態を示し、(B)は再封完了の状態を示す。

【図6】図1中VI-VI矢視断面に対応する断面図であり、(A)は熱溶着前の容器本体とシール蓋材を示し、(B)は熱溶着後の完成された容器を示し、(C)は開封により分離された容器本体と再封蓋とを示し、(D)は再封状態の容器を示す。

【図7】本発明の第2実施形態に係る容器の開封前の状態を示す平面図である。

【図8】同第2実施形態の容器の再封状態を示す平面図である。

【図9】(A)、(B)は、第2実施形態において開封後の分離された容器本体と再封蓋をそれぞれ示す平面図である。

【図10】本発明の第3実施形態に係る容器の開封前の状態を示す平面図である。

【図11】同第3実施形態の容器の再封状態を示す平面図である。

【図12】(A)、(B)は、第3実施形態において開封後の分離された容器本体と再封蓋をそれぞれ示す平面図である。

【図13】本発明の第4実施形態に係る容器の開封前の状態を示す平面図である。

【図14】同第4実施形態の容器の再封状態を示す平面図である。

【図15】(A)、(B)は、第4実施形態において開封後の分離された容器本体と再封蓋をそれぞれ示す平面図である。

## 【発明を実施するための形態】

## 【0025】

以下、本発明の第1実施形態をなす容器について図1～図6を参照しながら説明する。本実施形態の容器は食材等を収容するためのものである。

最初に、図1、図2(A)、(B)、図6(A)、(B)を参照しながら容器の構成を説明する。容器は、容器本体10とシール蓋材20により構成されている。

容器本体10は、例えば樹脂シートを真空プレス成形することにより得られ、収容部11と、この収容部11の開口周縁11xに連なり径方向外方向に張り出すフランジ部12と、このフランジ部12の外周縁12xに連なる垂下部13とを有している。収容部11は底部11aと胴部11bにより構成されている。

## 【0026】

図1に示すように、上記収容部11の底部11aは略正八角形に近い八角形をなし、開口周縁11xはこの底部11aより若干大きな略相似形の八角形をなしている。

上記フランジ部12の外周縁12xは角部の丸みを除いて略正方形(四角形)をなしている。開口周縁11xの4つの辺は、外周縁12xの4つの辺とそれぞれ平行をなしている。開口周縁11xの他の4つの辺は外周縁12xの4つの角部と協働して、4つの略三角形形状の領域12yを提供している。

## 【0027】

上記フランジ部12の4つの三角形形状の領域12yの中央には、第1嵌合部15と第2嵌合部16が2つずつ形成されている。第1嵌合部15と第2嵌合部16は周方向に交互に配置されている。2つの第1嵌合部15は収容部11を挟んで反対側に配置されている。より具体的には周方向に180°離れている。2つの第2嵌合部16も収容部11を挟んで反対側に配置されている(周方向に180°離れている)。

第1嵌合部15と第2嵌合部16は周方向に90°離れており、収容部11の中心Lが

10

20

30

40

50

ら等距離離れている。

【0028】

上記フランジ部12には、環状線を描く切断予定ライン17と、この切断予定ライン17の径方向内側において切断予定ライン17に沿って環状線を描く隆起部18が形成されている。図1では切断予定ライン17を破線で示し、図2(A)、(B)、図6(A)、(B)では、切断予定ライン17の位置を一点鎖線で示す。

【0029】

切断予定ライン17は、フランジ部12に間隔をおいて形成された多数の切込みからなるミシン目でもよいし、フランジ部12の上面または下面に形成された連続したV溝であってもよい。切断予定ライン17は、フランジ部12の他の部位より脆弱であり、ユーザーから付与される外力で容易に切断できるようになっている。隆起部18は、フランジ部12の上面から若干量(例えば0.5mm程度)隆起している。

【0030】

図1に示すように、切断予定ライン17と隆起部18は、第2嵌合部16が形成された三角形の領域12yを除いて、フランジ部12の外周縁12xに沿ってこの外周縁12xと平行をなして延びており、第2嵌合部16が形成された三角形の領域12yでは、収容部11の開口周縁12xの辺に近接して当該辺と平行をなして延びている。その結果、切断予定ライン17と隆起部18は、第1嵌合部15の外側を通り、第2嵌合部16の内側を通っている。

【0031】

上記切断予定ライン17により、フランジ部12は内側領域12aと外側領域12bに区分けされている。この内側領域12aに、上記第1嵌合部15と隆起部18が配置され、外側領域12bに上記第2嵌合部16が配置されている。

【0032】

図2(A)、(B)に示すように、上記第1嵌合部15と第2嵌合部16は下に凸となるように膨出されており、下方に向かって径が漸次増大するようになっている。後述するように、第1嵌合部15が上方に開放された雌型嵌合部として提供され、第2嵌合部16が下方に突出する雄型嵌合部として提供される。第2嵌合部16は第1嵌合部15より肉厚分だけ小径をなしている。第2嵌合部16の下端部外径(最大外径)は、第1嵌合部15の上端部内径(最小内径)より若干大きい。

【0033】

図2(A)、(B)、図6(A)、(B)に示すように、上記容器本体10の収容部11に食材を充填した後、フランジ部12に、上記シール蓋材20が熱溶着される。詳述すると、シール蓋材20は例えば樹脂フィルムまたは樹脂シートからなり、フランジ部12に対応して正方形をなしている。シール蓋材20は、フランジ部12の外側領域12bと隆起部18に熱溶着され、これにより、収容部11の内部空間が密封され、食材の改竄、劣化を防止できる。

【0034】

上記食材入りの容器を購入したユーザーは、フランジ部12の外側領域12bにおける2つの三角形の領域12y(第2嵌合部16が形成された三角形の領域12y)のいずれか一方を指でつまんで上側へ折り曲げることにより、この領域12yの切断予定ライン17を切断する。さらにこの領域12yを引き上げるることにより、切断予定ライン17を全周にわたって切断する。

【0035】

上記切断予定ライン17での切断により、図6(C)に示すように容器は容器本体10Aと再封蓋20Aに分離される。この際、隆起部18とシール蓋材20との溶着も解除され、ユーザーは開封状態の収容部11から食材を取出すことができる。

【0036】

図3(A)、図6(C)に示すように、容器本体10Aは、初期状態の容器本体10からフランジ部12の外側領域12bを除去したものであり、収容部11とフランジ部12

10

20

30

40

50

の内側領域 12 a を有している。第 1 嵌合部 15 と隆起部 18 は、容器本体 10 A に属している。

【0037】

図 3 (B)、図 6 (C) に示すように、再封蓋 20 A は、フランジ部 12 の外側領域 12 b と、垂下部 13 と、外側領域 12 b に溶着されたシール蓋材 20 を有している。第 2 嵌合部 16 は再封蓋 20 A に属している。

【0038】

再封蓋 20 A において、シール蓋材 20 は柔軟性を有しているが、フランジ部 12 の外側領域 12 b と垂下部 13 は、成形品である初期状態の容器本体 10 の一部であるから、弾性変形可能であるものの保形性 ( 所定の剛性 ) を有しており、再封蓋 20 A の枠の役割を担う。

10

【0039】

再封蓋 20 A により、容器本体 10 A の収容部 11 を再封することができる。この際、再封蓋 20 A を、容器本体 10 A から分離した直後の位置から 90° 回すことにより、図 4、図 5 (A)、(B) に示すように、再封蓋 20 A の第 2 嵌合部 16 を容器本体 10 A の第 1 嵌合部 15 に位置合わせし、第 2 嵌合部 16 を第 1 嵌合部 15 に嵌め込む。図 1 と図 4 の比較から明らかなように、再封蓋 20 A は 90° 回しただけであり、収容部 11 に対する位置関係に大きな変化はなく、収容部 11 の開口をシール蓋材 20 で覆った再封状態が得られる。

【0040】

20

第 2 嵌合部 16 の下端部外径が第 1 嵌合部 15 の上端部内径より若干大きいので、第 2 嵌合部 16 の下端部が第 1 嵌合部 15 の上端部を通過する際に、これら嵌合部 15、16 は弾性変形を伴う。

上記第 1 嵌合部 15 と第 2 嵌合部 16 は、180° 離れた 2 箇所において嵌合すること、および上述したように弾性変形を伴って嵌合することにより、再封蓋 20 A を容器本体 10 A に確実に保持することができる。

【0041】

次に、本発明の他の実施形態について図面を参照しながら説明する。これら実施形態において、先行する実施形態に対応する構成部には図において同番号または類似番号を付してその詳細な説明を省略する。

30

【0042】

図 7 ~ 図 9 は本発明の第 2 実施形態を示す。図 7 に示すように、この実施形態では、第 1 実施形態とは逆に、収容部 11 の底部 11 a および開口周縁 11 x が略正方形をなし、フランジ部 12 の外周縁 12 x が正八角形に近い八角形をなしている。開口周縁の 11 x の 4 つの辺が外周縁 12 x の 4 つの辺と平行をなし、開口周縁の 11 x の 4 つの角部が外周縁 12 x の他の 4 つの辺に対応した位置にある。

【0043】

フランジ部 12 には、開口周縁 11 x の 4 つの角部に対応して 4 つの第 1 嵌合部 15 が形成され、4 つの辺に対応して 4 つの第 2 嵌合部 16 が形成されている。4 つの第 1 嵌合部 15 は周方向に等角度間隔、すなわち 90° 間隔で配置され、4 つの第 2 嵌合部 16 も 90° 間隔で配置されている。第 1 嵌合部 15 と第 2 嵌合部 16 は、45° 間隔で離れており、収容部 11 の中心 L から等距離離れている。

40

【0044】

切断予定ライン 17 と隆起部 18 は、開口周縁 11 x の辺に沿って第 2 嵌合部 16 の内側を通り、開口周縁 11 x の角部で第 1 嵌合部 15 の外側を円弧を描いて通っている。

【0045】

切断予定ライン 17 での切断により、図 9 (A) に示す容器本体 10 A と図 9 (B) に示す再封蓋 20 A に分離される。再封蓋 20 A は、分離直後の位置から 45° 回すことにより、図 8 に示すように第 2 嵌合部 16 を第 1 嵌合部 15 に位置合わせすることができる。これら第 1 嵌合部 15 と第 2 嵌合部 16 の嵌合により、再封蓋 20 A のシール蓋材 20

50

(図示しない)が収容部11の開口を覆い、再封状態が得られる。

【0046】

図10～図12は本発明の第3実施形態を示す。図10に示すように、容器本体10の収容部11の開口周縁11xは長方形をなし、フランジ部12の外周縁12xは正方形をなしている。フランジ部12は、開口周縁11xの2つの長辺と、この長辺と平行をなす外周縁12xの2つの辺との間に、比較的広い長方形の領域を有しており、一方の長方形の領域に2つの第1嵌合部15が形成され、他方の長方形の領域に第2嵌合部16が形成されている。

【0047】

2つの第1嵌合部15は長軸方向(収容部11の長方形の長軸方向)に離間しており、2つの第2嵌合部16も長軸方向に離間している。第1嵌合部15間の離間距離と第2嵌合部16の離間距離は等しい。さらに、本実施形態では、2つの第1嵌合部15は収容部11の中心Lを通る短軸(収容部11の長方形の短軸)に対して対称に配置され、2つの第2嵌合部16も当該短軸に対称に配置されている。第1嵌合部15と第2嵌合部16の収容部11の中心Lから距離は異なっている。

切断予定ライン17と隆起部18は、開口周縁11xの辺に沿って延びるとともに第2嵌合部16の内側を通り、第1嵌合部15の外側を円弧を描いて通る。

【0048】

切断予定ライン17での切断により、図12(A)に示す容器本体10Aと図12(B)に示す再封蓋20Aに分離される。再封蓋20Aは、分離直後の位置から180°回すとともに短軸方向(収容部11の長方形の短軸方向)にずらすことにより、図11に示すように第2嵌合部16を第1嵌合部15に位置合わせすることができる。これら第1嵌合部15と第2嵌合部16の嵌合により、再封蓋20Aのシール蓋材20(図示しない)が収容部11の開口を覆い、再封状態が得られる。

【0049】

図13～図15は本発明の第4実施形態を示す。図13に示すように、容器本体10の収容部11の開口周縁11xが長方形をなし、フランジ部12の外周縁12xが正方形をなしている点で第3実施形態と似ているが、本実施形態では、開口周縁11xの中心と外周縁12xの中心が収容部11の長方形の長軸方向にずれている。

【0050】

フランジ部12において、開口周縁11xの対角線上に位置する2つの角部の近傍に、第1嵌合部15が形成されている。2つの第1嵌合部15は収容部11の中心Lに対して等距離離れるとともに周方向に180°離れている。フランジ部12において、2つの第1嵌合部15から開口周縁11xの長軸方向に沿って等距離離れた位置にそれぞれ第2嵌合部16が形成されている。

切断予定ライン17と隆起部18は、開口周縁11xの辺に沿って延びるとともに第2嵌合部16の内側を通り、第1嵌合部15の外側を円弧を描いて通っている。

【0051】

切断予定ライン17での切断により、図15(A)に示す容器本体10Aと図15(B)に示す再封蓋20Aに分離される。再封蓋20Aは、分離直後の位置から開口周縁11xの長軸方向に直線的に移動させることにより、図14に示すように第2嵌合部16を第1嵌合部15に位置合わせすることができる。第1嵌合部15と第2嵌合部16の嵌合により、再封蓋20Aのシール蓋材20(図示しない)が収容部11の開口を覆い、再封状態が得られる。

【0052】

なお、第4実施形態では、一方の第1嵌合部15と一方の第2嵌合部16が収容部の中心Lに対して点対称をなし、他方の第1嵌合部15と他方の第2嵌合部16も中心Lに対して点対称をなしているため、再封蓋20Aを180°回しても嵌合状態を得ることができる。

【0053】

本発明は、上記実施形態に制約されず、種々の態様を採用することができる。例えば第1、第2嵌合部は上に凸に膨出してもよい。この場合、第1嵌合部は下側が開放された雌型嵌合部として提供され、第2嵌合部は上に突出する雄型嵌合部として提供される。

上記実施形態では第1、第2嵌合部は円形であったが、形状に制約はなく、多角形状であってもよい。

上記実施形態では容器本体とシール蓋材が樹脂製であったが、いずれか一方または両方が、樹脂以外の材料例えば紙や金属であってもよい。

また、容器の収容部の形状は多角形状に限らず円形や楕円形であってもよいし、フランジ部の外周縁形状も多角形状に限らず円形や楕円形であってもよい。

【産業上の利用可能性】

10

【0054】

本発明は、食材の容器等に適用できる。

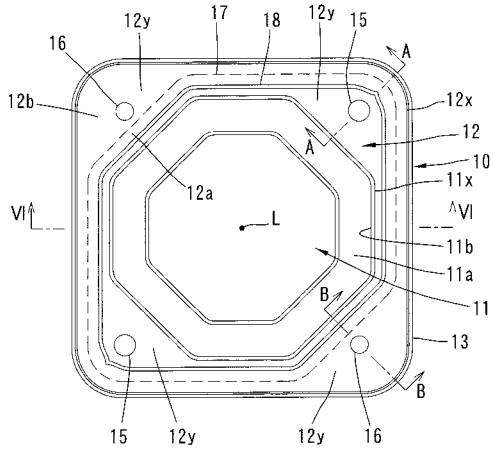
【符号の説明】

【0055】

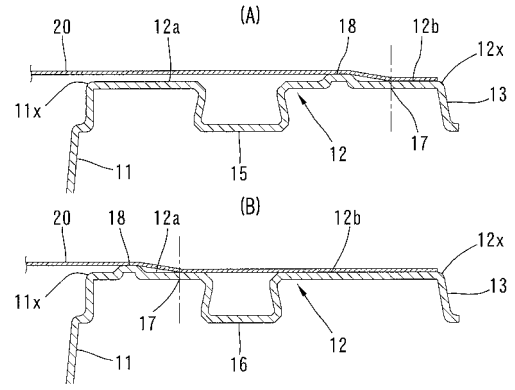
- 10 容器本体
- 10A 開封後の容器本体
- 11 収容部
- 11x 開口周縁
- 12 フランジ部
- 12a 内側領域
- 12b 外側領域
- 12x 外周縁
- 15 第1嵌合部
- 16 第2嵌合部
- 17 切断予定ライン
- 18 隆起部
- 20 シール蓋材
- 20A 再封蓋

20

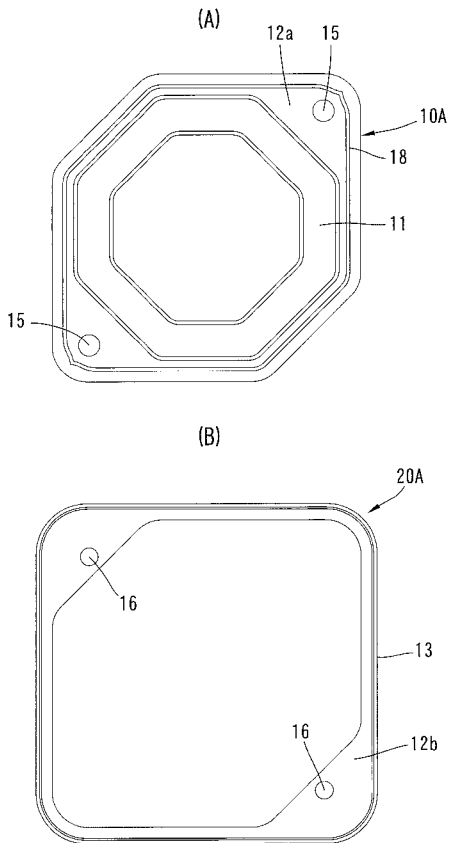
【 図 1 】



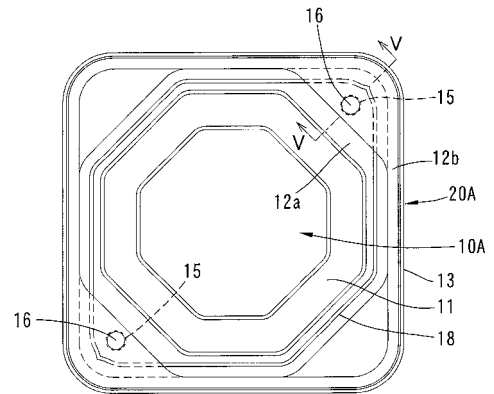
【 図 2 】



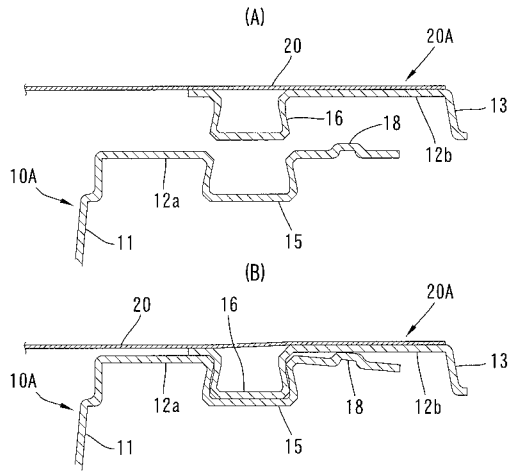
【 図 3 】



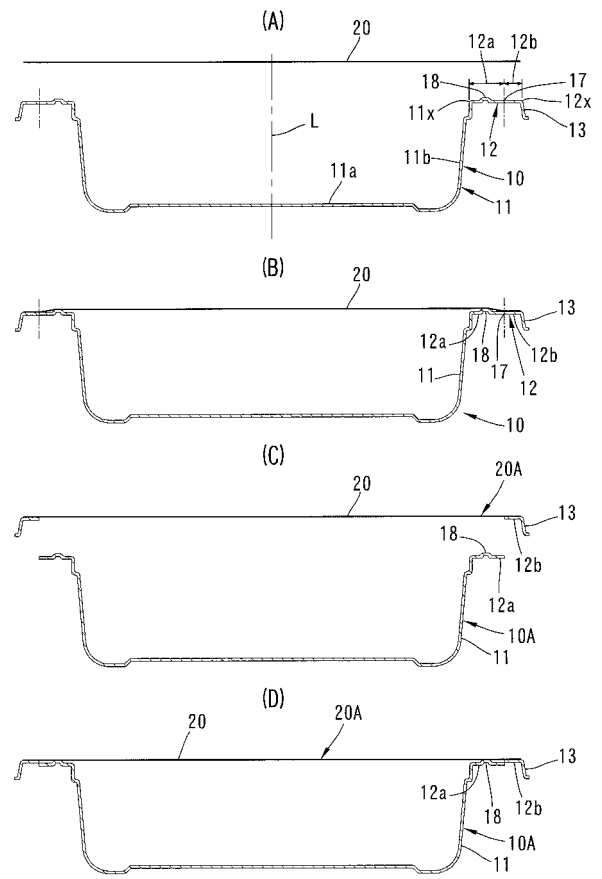
【 図 4 】



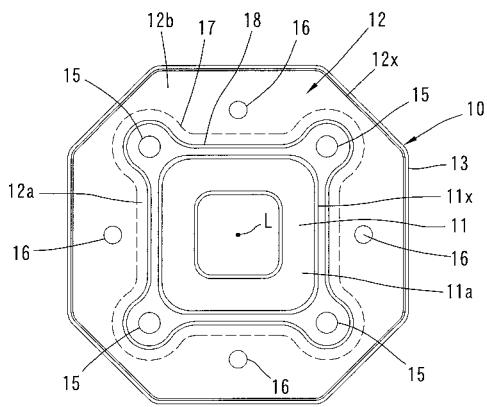
【 図 5 】



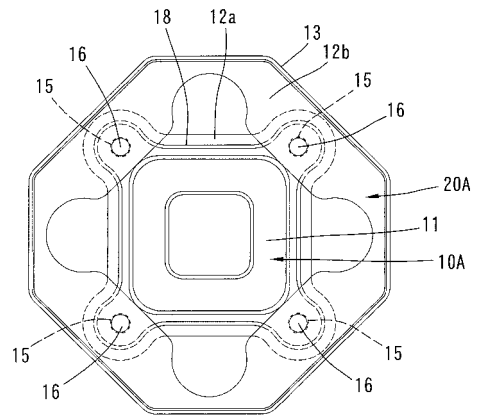
【 図 6 】



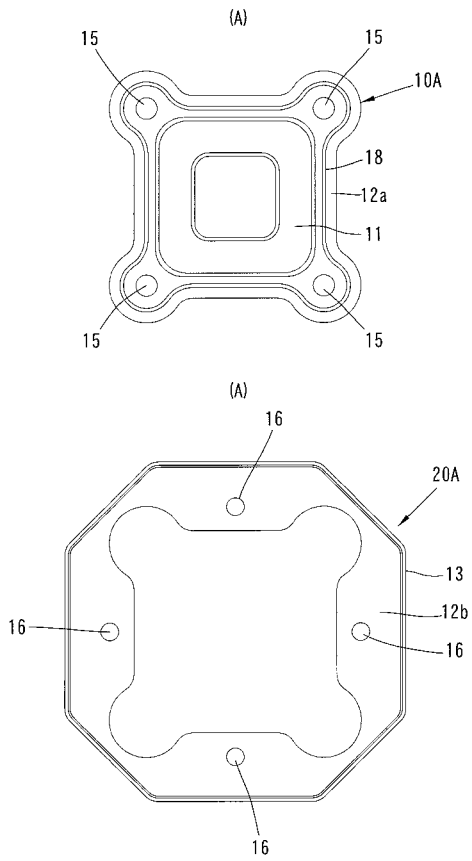
【 図 7 】



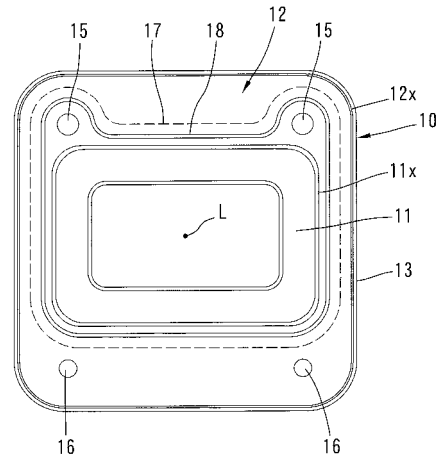
【 図 8 】



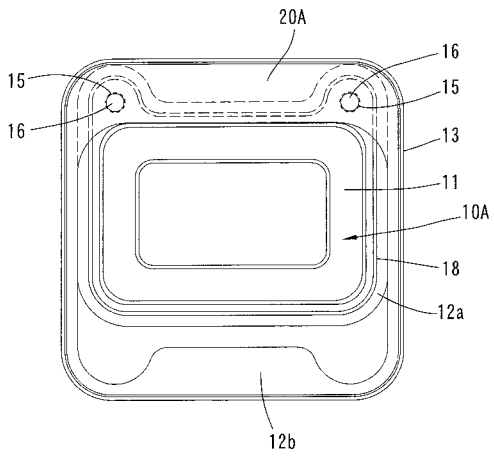
【 図 9 】



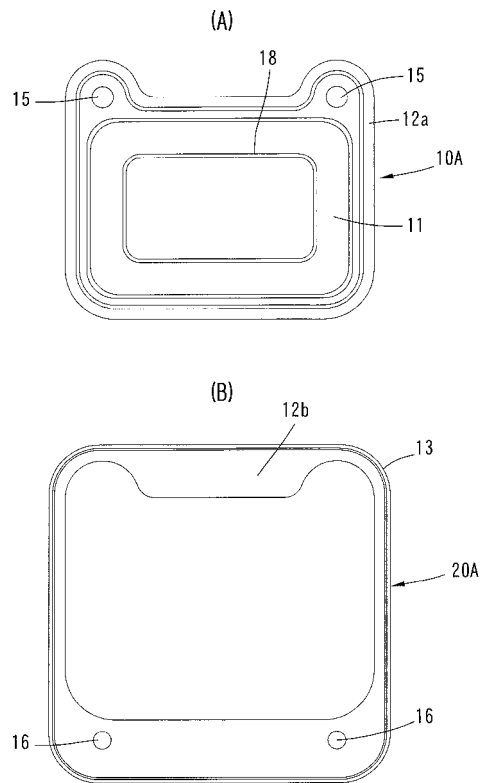
【 図 10 】



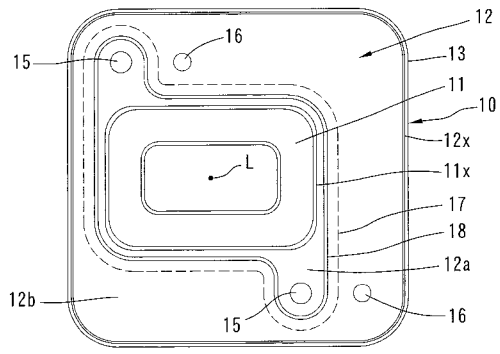
【 図 11 】



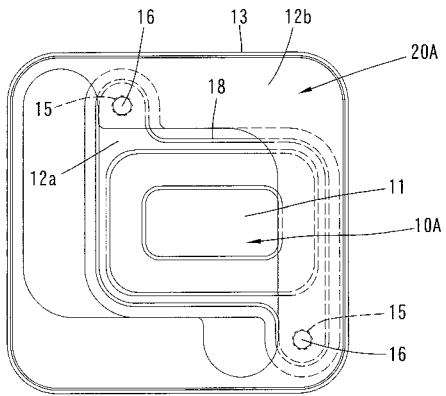
【 図 12 】



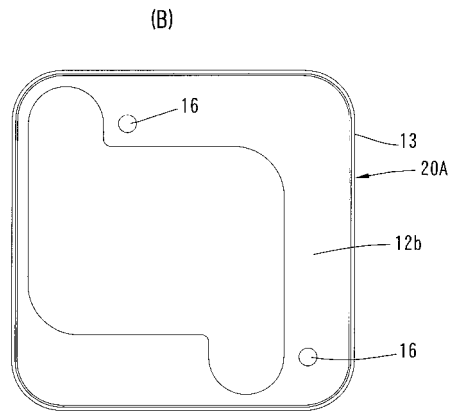
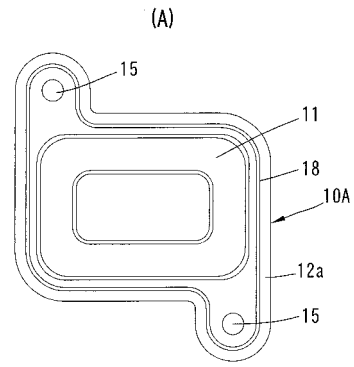
【 図 1 3 】



【 図 1 4 】



【 図 1 5 】



---

フロントページの続き

Fターム(参考) 3E067 AA11 AB01 BA07A BB14A CA24 EA06 EA17 EA32 EB03 EB17  
FA01 FC01 GD01 GD02